第3章

地域別構想

1. 地域の特性を生かした3地域の連携の考え方

1-1 地域区分

地域別構想を策定するにあたり、現在の 27 の自治会区分、そして地域の同一性やまとまり等から、本町全体を「平井地域」、「大久野東地域」、「大久野西地域」の３地域に区分します。

地域区分図、及び各地域を構成する自治会の一覧については次のとおりです。

＜地域区分図＞

＜地域を構成する自治会＞

大久野西地域	大久野東地域	平井地域
第 17 自治会	第 11 自治会	第 1 自治会
第 18 自治会	第 12 自治会	第 2 自治会
第 19 自治会	第 13 自治会	第 3 自治会
第 20 自治会	第 14 自治会	第 4 自治会
	第 15 自治会	第 5 自治会
	第 16 自治会	第 6 自治会
	第 21 自治会	第 7 自治会
	第 22 自治会	第 8 自治会
		第 9 自治会
		第 10 自治会
		第 24 自治会
		第 25 自治会
		第 26 自治会
		第 27 自治会
		第 28 自治会

1-2 地域連携の考え方

「平井地域」、「大久野東地域」、「大久野西地域」は、以下のような異なる特徴があります。

平井地域　…町民生活や産業を支える多くの都市機能を有する地域
『都市と自然が調和し、人々の活気にあふれる平井地域』

大久野東地域　…町の歴史的資源、自然資源、都市機能をバランスよく有する地域
『行き交う人々に日の出の魅力・歴史を伝える大久野東地域』

大久野西地域　…町の特徴である豊かな自然や観光資源を有する地域
『緑豊かな自然に抱かれて人々が遊び、憩う大久野西地域』

上記の３地域が、各地域の特徴を生かしたまちづくりを展開し、以下の２つの軸で連携することで相互に補完し合い、町の利便性や魅力を高めるものと考えます。

豊かな自然資源を基軸とした**『町の魅力と価値を高める連携』**
生活利便性を基軸とした**『町の利便性と安心感を高める連携』**

上記の連携による相乗効果を発揮する、日の出町に適した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりを進めることを目標とします。

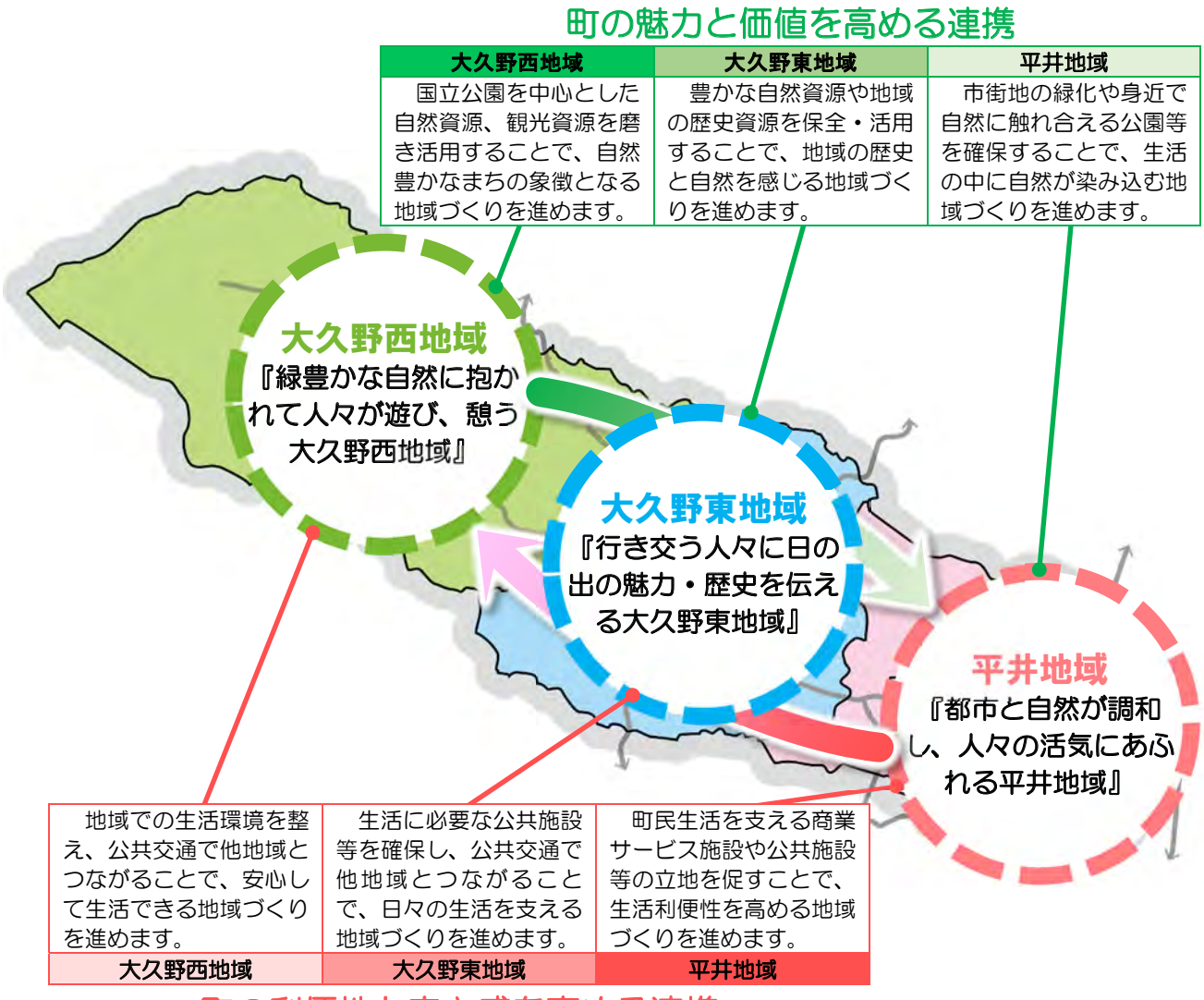

2. 平井地域

2-1 平井地域の特性と課題

(1)地域の特性

1)位置・人口

平井地域は町の東側に位置し、町域の約1/4を占めています。令和５年４月１日現在、地域人口は11,451人で町全体人口の約70%を占めています。

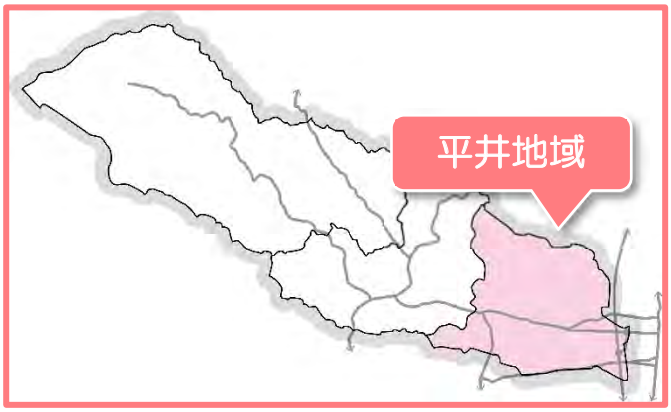

＜平井地域の人口・世帯数・面積＞

	人口		世帯数		面積（ha）	
	令和５年 人口	R5/H30 増減率(%)	令和５年 世帯数	令和５年 世帯当たり人員	市街化区域	市街化 調整区域
平井地域	**11,451**	**-1.74**	**5,227**	**2.19**	**247.3**	**385.3**
構成比(対町計)	69.9%	―	69.6%	―	74.3%	15.6%
日の出町計	16,390	-2.86	7,514	2.18	333	2472.3

資料：人口 住民基本台帳（各年４月１日）

2)土地利用

地域の中央部を東西に走る一般都道第184号奥多摩あきる野線と、分かれて南に延びる一般都道第185号山田平井線が地域の骨格を形成しており、一般都道から広がるように住宅地が形成されています。また、三吉野桜木地区の北側エリアでは、住宅と商店が共存する複合地が形成されています。

商業・サービス施設について、平成19年11月に三吉野桜木地区に大型ショッピングセンターが開設して以降、町内外から多くの集客がみられます。

＜三吉野工業団地＞

首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジ周辺では、三吉野工業団地に多くの企業が立地し、インターチェンジ周辺の効果的な土地活用が進められています。一方、一般都道第165号伊奈福生線の南側の三吉野場末地区については、市街化調整区域となっています。

住宅地の北側に広がる丘陵地には、コナラ・クヌギ・アカシデ等からなる季節感の豊かな雑木林が広がっています。住宅地の南側は秋留台地となっており、台地部は集団的な農地として利用されています。

平井・川北地区においては、自然環境を生かした「ひので野鳥の森自然公園」が整備されています。

3)歴史資源・公共施設

地域の歴史資源としては、保泉院、妙見宮、春日神社等があり、これらの社寺仏閣における閻魔王坐像は東京都の有形文化財、鳳凰の舞は国の重要無形民俗文化財に指定されています。

役場周辺から谷戸沢廃棄物広域処分場埋立跡地までの一帯は、「スポーツと文化の森」として位置づけられており、庁舎、図書館、保健センター、教育センター等のコミュニティ施設や日の出町民グランド、谷戸沢グランド、谷戸沢サッカー場等のスポーツ・レクリエーション施設のほか、様々な公共施設が集積しています。

(2)町民意向

1)平井地域について、今後どのようなことが重要と考えるか

「日の出インターチェンジの利点を活かして企業誘致を積極的に図る」が 45.4%で最も多く、次いで「市街化調整区域を市街化区域に編入する」が 39.5%、「防災対策の強化」が 29.7%で多くなっています。

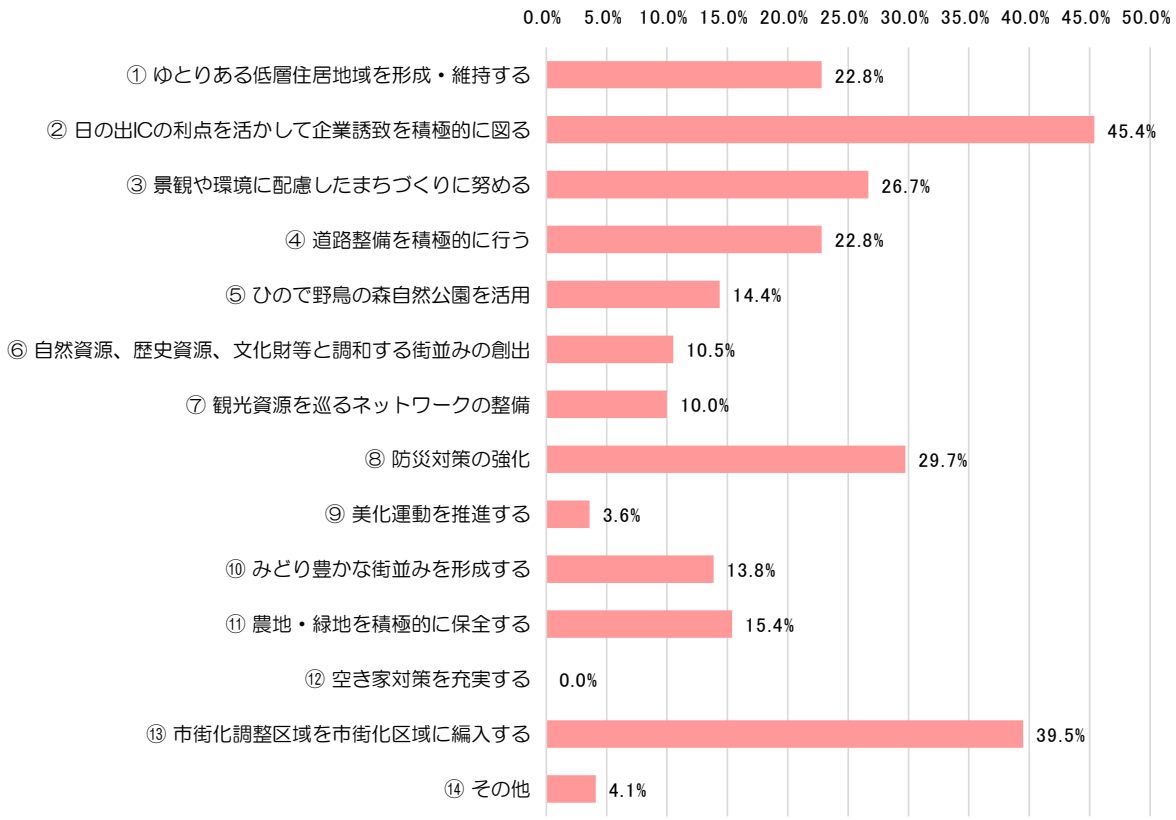

(3)平井地域のまちづくりの課題

平井地域の主要なまちづくりの課題は、次のように整理することができます。

1)効率的で利便性の高いまちづくりに関して

<住宅地のまち並み>

町民の約７割が居住し、大規模商業施設や公共施設等が立地する平井地域では、今後の町の人口減少傾向を緩やかにしていくために、計画的な市街地整備等による、良好な市街地形成と効率的で利便性の高いまちづくりが必要となっています。

平井地域では、昭和 50 年前後に供給された比較的都市基盤の整う団地における高齢化の進行と、首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジと大型ショッピングセンター周辺の市街地への新たな居住者の転入という２極化の構造となっており、公共施設等の統廃合・再配置の取組も必要となっています。

2)新たな価値を創出するまちづくりに関して

平井地域では、首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジや商業施設、公共施設等の立地を生かし、市街地における良好な景観形成や、地域の自然環境を生かし活用した、魅力あるまちづくりが求められています。

平井地域北部には、身近な自然資源があり、森林再生やカーボンニュートラルに向けた取組が可能なことから、地域資源に新たな価値を見出し、他都市との交流を促進し、地域活性化を図るための取組が必要となっています。

3)災害に強く安心できるまちづくりに関して

住宅が多く立地する平井地域では、災害に強い市街地の形成や防災拠点の形成等による災害に強いまちづくりが必要となっています。

平井地域北部は急峻な地形であることから、町民の生命と財産を守るために、防災・減災対策の充実が必要となっています。

2-2 地域別構想

(1)地域の将来像

平井地域の将来像

都市と自然が調和し、人々の活気にあふれる平井地域

町の利便性と安心感を高めるために

町民生活を支える商業サービス施設や公共施設等の立地を促すことで、生活利便性を高める地域づくりを進めます。

町の魅力と価値を高めるために

市街地の緑化や身近で自然に触れ合える公園等を確保することで、生活の中に自然が染み込む地域づくりを進めます。

(2)地域の都市構造

平井地域における「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりの考え方を示します。

1)都市機能拠点

平井地域では、中心交流拠点、都市活力拠点、自然環境活用拠点、スポーツ・文化拠点において、各種都市機能等の形成を進めます。

2)骨格的道路網

平井地域における広域圏及び近隣都市間との連絡を担う道路は、秋多１・３・１号首都圏中央連絡道路、秋多３・４・６号福生狩宿線、秋多３・５・７号舘谷狩宿線、秋多３・４・５号平沢平井線で構成します。

上記を補完する道路として、一般都道第 165 号伊奈福生線、秋多３・４・13 号引田平井線、秋多３・４・14 号八竜狩宿線、秋多３・５・12 号油平平井線を加え、地域の骨格道路網を形成します。

3)交流軸

平井地域における日常生活や余暇活動の利便性を高めるために、路線バス等の公共交通や主要施設への駐車場整備や移動ルートへの案内板の設置等により、都市機能拠点を有機的に連携する生活交流軸を形成します。

(3)土地利用の方針

1)計画的土地利用の推進

①住民や周辺市町村住民の利便性を向上させる広域商業・交流拠点の整備

「広域商業・交流拠点」として位置づけられている日の出インターチェンジに近接する三吉野桜木地区については、本町及び広域の利便性向上や交流機能の充実を目的として、地域住民や周辺市町村からの来訪者を対象とした広域商業・サービス施設の立地誘導を図り、広域的な商業・交流機能の形成を図ります。

②住民の利便性向上を担う中心交流拠点の整備

「中心交流拠点」に位置づけられている日の出町役場、町民グランド、そして大久野東地域のふれあい農産物直売所を中心とする地区については、本町全体の利便性向上と交流機会の増大を図ることを目的として、商業・サービス機能の充実を図るとともに、ひのでグリーンプラザの活用や観光農園・体験農園等の整備を検討し、地域農業の活性化と食・農文化を生かした交流機能として地産地消の推進を図ります。

＜日の出町役場＞

また、災害時等の非常時には、避難所の開設や緊急物資の集散場所等の機能を発揮する町の中心的な防災拠点としての機能を形成します。

一般都道第 184 号奥多摩あきる野線沿線、一般都道第 185 号山田平井線沿線の地区については、既存商店の充実を図るとともに、商業・サービス施設の適切な立地誘導を図ります。

③周辺地域と調和した住商複合地域の形成

「住商複合地域」については、住宅と商店が共存した複合地の整備を図ります。

④ゆとりある低層住宅地域の形成

住宅地については、地区の実状に応じて計画的な市街地整備を誘導しながら、ゆとりある「低層住宅地域」として良好な居住環境を形成します。計画的に開発された日の出団地及び三吉野パークタウン等の住宅地においては、今後もその良好な居住環境の維持に努めます。

また、地域内の空き家、空き地を適正に管理するとともに、必要に応じた住宅供給や他用途への転用等、空き家等を有効に活用した居住環境形成を進めます。

⑤生産・流通機能の受け皿となる産業基盤の整備

「工業・流通業務拠点」として位置づけられている三吉野工業団地については、今後も優良企業の立地促進を図るとともに、町内に点在する既存企業の移転用地として活用します。

⑥秋留台地における都市基盤整備の促進と土地利用の整序化

（生活福祉産業地域）

「生活福祉産業地域」として位置づけられている三吉野場末地区は、既存住宅の良好な環境や既存福祉施設の機能維持に努めます。あきる野市も含めた周辺土地利用との整合を図りつつ、市街地との連続性等を踏まえ、バランスのとれた複合的な土地利用の展開を図ります。また、本地域は農業振興地域に含まれており、農業等との十分な調整を経た上で、市街化区域への編入について検討を行います。

また、一般都道第 165 号伊奈福生線以南に僅かに残る市街化調整区域については、隣接するあきる野市の市街地開発の状況と整合を図りつつ、市街化区域への編入を検討します。

（緑農住宅地域）

「緑農住宅地域」として位置づけられている市街地から連坦する台地部については、東京都の「都市づくりのグランドデザイン」等との調和に配慮しながら、土地利用の整序化を図り、段階的・計画的な整備・誘導を検討します。

「広域商業・交流拠点」に隣接する三吉野清坊地区等の都市的土地利用とすべき部分について、段階的・計画的な整備・誘導を検討します。

⑦営農環境の維持・増進を図る農地集積地域

三吉野油田地区、三吉野井戸端地区、東本宿地区、宮本地区等の農地については「農地集積地域」として位置づけ、営農環境の維持・増進、都市型近郊農業の展開を推進し、農業経営者の営農意向を尊重しながら、農地の持つ多面的な機能を発揮した利用を検討します。

なお、宮本地区では、農業資源の活用等により、都市住民のふれあいの場の提供を図ります。

⑧緑に囲まれた新たな拠点の整備

「自然環境活用拠点」として位置づけられている「ひので野鳥の森自然公園」では、自然環境を保全するとともに、自然に親しめる観光の拠点として、町内外の民間事業者との連携事業を進めます。また、東京都と区部、本町を含む多摩地域の市町村が締結した「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書」に基づく、森林資源を活用した脱炭素化、広域交流の取組を推進し、都内の脱炭素化に貢献します。

また、「スポーツ・レクリエーション拠点」として位置づけられている谷戸沢グランド、谷戸沢サッカー場やその周辺地区については、『スポーツと文化の森整備基本構想』実現に向けて、周辺の自然環境や丘陵地景観に配慮しながら、「（仮称）日の出町総合文化体育センター」をはじめとする広域的なスポーツ・レクリエーション施設等の整備を図ります。

川北地区周辺等の歴史・文化的資源（文化財）が現存している地域については、その保全を基本としつつ、周辺環境と一体となったまち並み・景観の創出を図ります。

2)効率的土地利用の推進

市街化区域内の未利用地については、無秩序な開発を抑制しつつ、新たな住宅や地域振興に資する施設の立地を誘導する等、適切な土地利用を推進します。

空き店舗等を活用し、商業サービス機能の誘導、起業家や町民活動団体等への支援を進めます。

空き家等については、「日の出町空家等対策計画」や「日の出町空き家等対策の推進に関する協定書」に基づき、空き家の適切な管理と有効活用を促進し、移住・定住の推進に努めます。

(4)地域施設の整備方針

1)幹線道路の整備

①面的な広がりを持つ市街地を支える東西軸の強化

一般都道第 184 号奥多摩あきる野線について、道路拡幅や歩道設置等の整備促進を都に対し要望します。

また、一般都道第 165 号伊奈福生線について、三吉野油田から一般都道第 185 号山田平井線間の早期の整備促進を都に対し要望します。

②周辺市町村との連携を強化する南北軸の強化

一般都道第 185 号山田平井線については、道路拡幅等の整備促進を都に対し要望します。

また、都市計画道路 秋多３・４・13 引田平井線については、JR 五日市線武蔵引田駅に連絡する道路であり、あきる野市と連携してその機能維持に努めます。

③身近な生活道路の整備・改善

身近な生活道路については、増大する自動車交通に対応し、地域住民が安全で快適に暮らすことのできるよう、拡幅改良及び舗装整備の促進を図ります。

主要な公共施設や商業施設等の周辺道路については、自転車通行環境を確保し、自転車ネットワークの構築を目指します。

④安全・安心な道づくり

歩道、遊歩道、ハイキングコース等によって地区内の主要な施設を結ぶ歩行者ネットワークを形成するとともに、広幅員の歩道設置や段差、すべり面等の解消に努めます。

2)公共交通の利便性向上

地域住民の利便性向上や町内３地域の連携を図るため、既設路線バスの運行ルートや運行回数の見直し等によるバスサービスの充実に努めます。

日の出町コミュニティバス、高齢者外出支援バスについても、「地域公共交通計画」に基づき、必要に応じてルートの変更等に努めます。

3)公園緑地の整備

身近な生活圏での憩いの場、交流の場となる都市公園等については、各公園の誘致圏に配慮しながら、適切な配置を図ります。また、公園利用ニーズの動向を踏まえ、必要に応じ、公園の再配置等を検討します。

＜三吉野桜木中央公園＞

(5)地域環境・景観の保全・形成の方針

1)自然環境の保全

①市街地の背後に広がる丘陵地の保全

地域北側に広がる丘陵地については、身近な自然とのふれあいの場として保全・活用を図るとともに、尾根の保全等によって景観の保全を図ります。

特に、東京都景観条例に基づき指定された丘陵地景観基本軸内では、東京都景観計画における丘陵地景観基本軸の景観形成の方針に配慮した景観づくりに努めます。

②環境等に配慮した川づくり

地域の中央部を流れる平井川については、治水機能の向上を図るとともに、緑化により、住民が憩う親水空間の形成や生物の生息に配慮した川づくりを促進します。

2)都市景観の形成

①まちの中心地での景観形成

広域商業・交流拠点、中心交流拠点、近隣交流拠点等、人々が日常的に目にし、交流する地区においては、公共公益施設の緑化や花壇・鉢植えの設置等による花のあるまちづくりを進め、まちの「顔」にふさわしい景観を形成します。特に、三吉野桜木地区では、広域商業・交流拠点にふさわしい景観誘導を図ります。

②緑豊かな住宅地の形成

住宅地においては、ブロック塀の生垣化や屋敷林等の保全によって目に映る緑を増やすとともに、緑地協定や地区計画等の採用によって統一感のある緑化を推進し、良好な住宅地景観の形成に努めます。

③自然資源、歴史資源と調和するまち並みの創出

地域内に点在する様々な自然資源、歴史資源の保全・活用を図るとともに、周辺の道路や住宅地においても景観形成に配慮する等、一体的なまち並みの形成を進めます。

④花いっぱいの美しい景観の創出

「スポーツと文化の森」周辺の桜については、美しい景観の維持管理に努めます。

さらに、主要な道路沿道、河川、公共公益施設等においても、桜等の植樹や花壇・鉢植えの設置等を進め、花いっぱいの美しい景観の創出を図ります。

(6)地域防災の方針

1)災害に強い市街地の形成

日の出団地や三吉野パークタウン等の比較的密集した住宅地では、大規模火災が発生した際の危険性を軽減するため、建築物の不燃化や延焼遮断帯の確保に努めます。

また、河川における洪水等の水害防止対策、古い木造住宅や公共公益施設等の重要な施設については、それぞれの耐震診断に基づき、耐震化対策を講じることとします。

＜住宅地のまち並み＞

■将来構想図（平井地域）

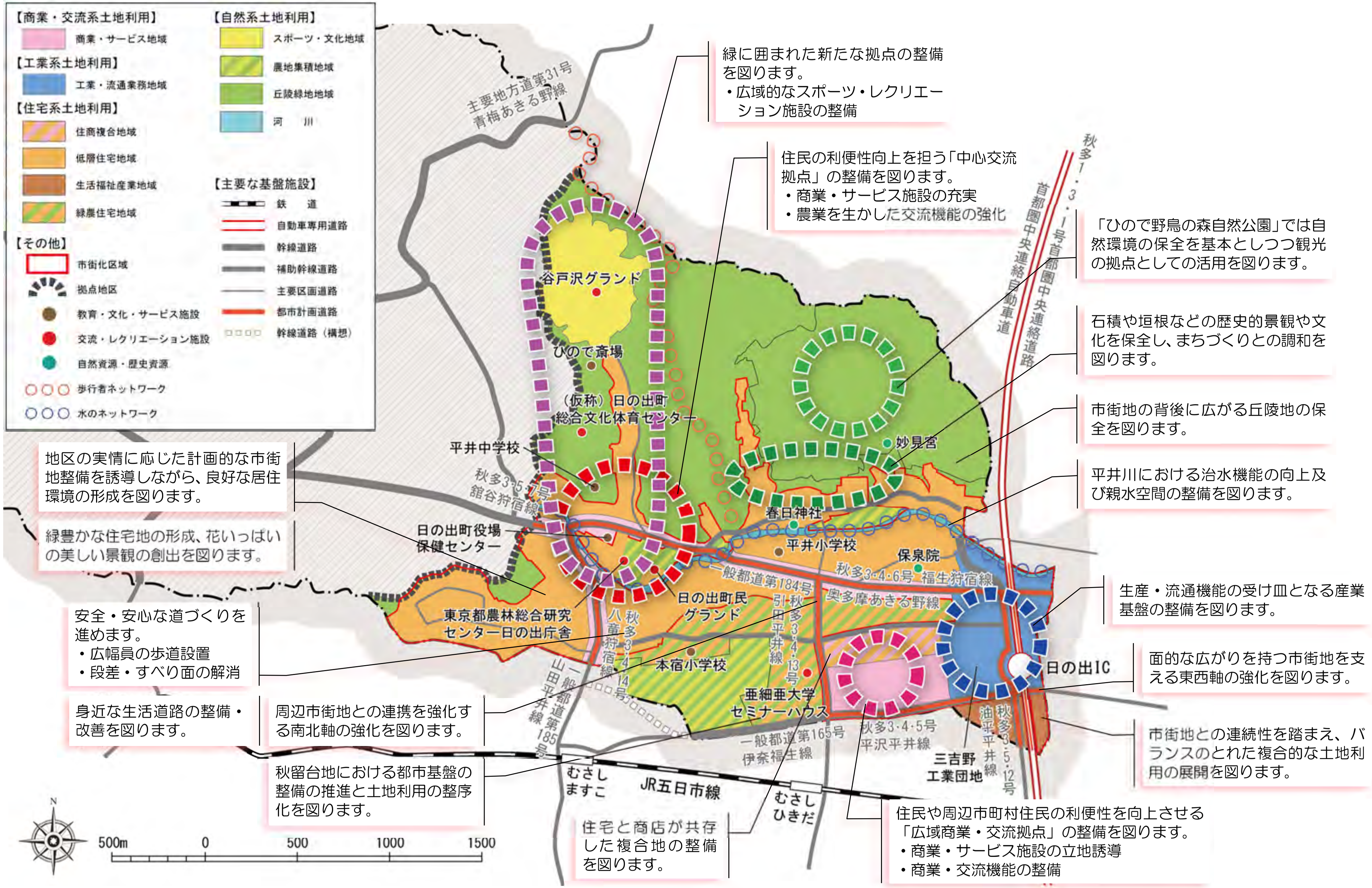
【商業・交流系土地利用】
商業・サービス地域
【工業系土地利用】
工業・流通業務地域
【住宅系土地利用】
住商複合地域
低層住宅地域
生活福祉産業地域
緑農住宅地域
【自然系土地利用】
スポーツ・文化地域
農地集積地域
丘陵緑地地域
河　川
【主要な基盤施設】
鉄　道
自動車専用道路
幹線道路
補助幹線道路
主要区画道路
都市計画道路
幹線道路（構想）
【その他】
市街化区域
拠点地区
教育・文化・サービス施設
交流・レクリエーション施設
自然資源・歴史資源
歩行者ネットワーク
水のネットワーク
緑に囲まれた新たな拠点の整備を図ります。
・広域的なスポーツ・レクリエーション施設の整備
住民の利便性向上を担う「中心交流拠点」の整備を図ります。
・商業・サービス施設の充実
・農業を生かした交流機能の強化
「ひので野鳥の森自然公園」では自然環境の保全を基本としつつ観光の拠点としての活用を図ります。
石積や垣根などの歴史的景観や文化を保全し、まちづくりとの調和を図ります。
市街地の背後に広がる丘陵地の保全を図ります。
平井川における治水機能の向上及び親水空間の整備を図ります。
生産・流通機能の受け皿となる産業基盤の整備を図ります。
面的な広がりを持つ市街地を支える東西軸の強化を図ります。
市街地との連続性を踏まえ、バランスのとれた複合的な土地利用の展開を図ります。
住民や周辺市町村住民の利便性を向上させる「広域商業・交流拠点」の整備を図ります。
・商業・サービス施設の立地誘導
・商業・交流機能の整備
住宅と商店が共存した複合地の整備を図ります。
秋留台地における都市基盤の整備の推進と土地利用の整序化を図ります。
周辺市街地との連携を強化する南北軸の強化を図ります。
身近な生活道路の整備・改善を図ります。
安全・安心な道づくりを進めます。
・広幅員の歩道設置
・段差・すべり面の解消
緑豊かな住宅地の形成、花いっぱいの美しい景観の創出を図ります。
地区の実情に応じた計画的な市街地整備を誘導しながら、良好な居住環境の形成を図ります。
主要地方道第31号青梅あきる野線
谷戸沢グランド
ひので斎場
（仮称）日の出町総合文化体育センター
平井中学校
秋多3・5・7号舘谷狩宿線
日の出町役場
保健センター
東京都農林総合研究センター日の出庁舎
八秋多3・4・14号
山田平井線
一般都道第185号
むさしますこ
JR五日市線
むさしひきだ
一般都道第165号伊奈福生線
本宿小学校
日の出町民グランド
一般都道第184号
引田平井線
秋多3・4・13号
亜細亜大学セミナーハウス
奥多摩あきる野線
秋多3・4・6号福生狩宿線
春日神社
平井小学校
保泉院
妙見宮
首都圏中央連絡自動車道
秋多1・3・1号首都圏中央連絡道路
日の出IC
秋多3・4・5号平沢平井線
油平平井線
秋多3・5・12号
三吉野工業団地
500m
0
500
1000
1500
N

3. 大久野東地域

3-1 大久野東地域の特性と課題

(1)地域の特性

1)位置・人口

大久野東地域は町の中央に位置し、町域の約 1/4 を占めています。令和 5 年 4 月 1 日現在、地域人口は 4,305 人で町全体人口の約 26%を占めています。

＜大久野東地域の人口・世帯数等＞

	人口		世帯数		面積（ha）	
	令和 5 年 人口	R5/H30 増減率(%)	令和 5 年 世帯数	令和 5 年 世帯当たり人員	市街化区域	市街化調整区域
大久野東地域	**4,305**	**-4.33**	**1,957**	**2.20**	**85.7**	**636.4**
構成比(対町計)	26.3%	―	26.0%	―	25.7%	25.7%
日の出町計	16,390	-2.86	7,514	2.18	333	2472.3

資料：人口 住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

2)土地利用

平井川、北大久野川、玉の内川沿いの平坦地を中心に市街地が形成され、その背後は丘陵地となっています。

本地域は、建築材や塔婆を中心とする林業、セメント製造を中心とする工業を中心に発展した地域であり、また、農地や住宅地、集落地が形成されています。

＜大久野の雪景色＞

＜大久野小学校＞

3)歴史資源・公共施設

地域の骨格を形成する主要地方道第 31 号青梅あきる野線、一般都道第 184 号奥多摩あきる野線が南北、東西に通っており、この２路線の交差する付近には、日の出町やまびこホールをはじめ、大久野地域の主要な施設が立地しています。また、一般都道第 184 号奥多摩あきる野線沿道には、林産物や農産物を加工・販売する施設（ふれあい農産物直売所等）が整備され、住民及び観光客に利用されています。

地域の歴史資源としては、西福寺の火渡り、三嶋神社の玉の内獅子舞、幸神神社の幸神囃子といった郷土芸能、伝統芸能や町の文化財に指定されている新井薬師堂の薬師如来坐像があります。

地域西側の標高 454mの勝峰山は、関東平野一円が展望できるとともに、様々な歴史的な物語を豊富に持つ山となっています。

幸神神社の参道入り口のシダレアカシデ、大久野のフジ等の天然記念物に指定された樹木が地域内に点在しています。

(2)町民意向

1)大久野東地域について、今後どのようなことが重要と考えるか

「防災対策の強化」が 25.4%で最も多く、次いで「景観や環境に配慮したまちづくりに努める」「やまびこホール周辺を中心に日常生活やコミュニティ活動に必要なサービス施設・交流施設を充実させる」が 20.0%で多くなっています。

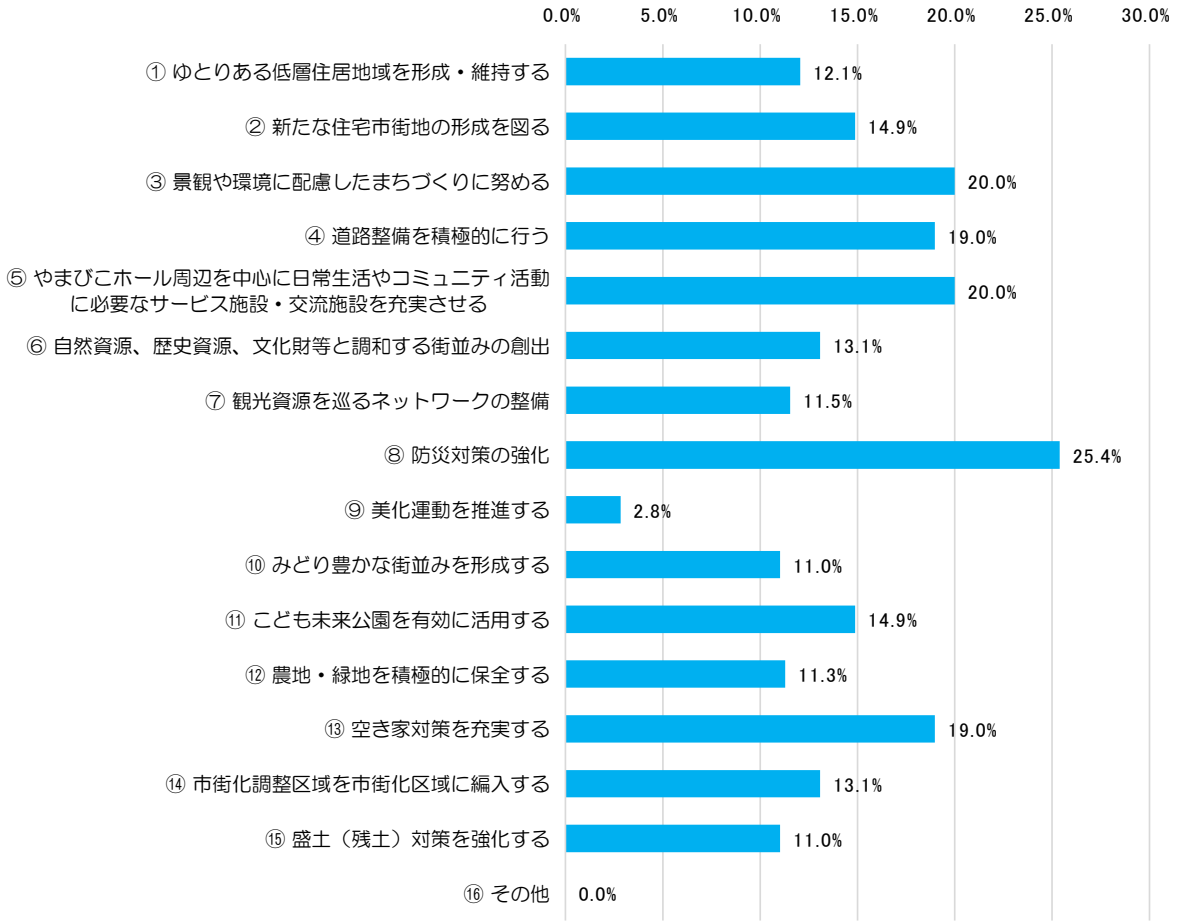

(3)大久野東地域のまちづくりの課題

大久野東地域の主要なまちづくりの課題は、次のように整理することができます。

1)効率的で利便性の高いまちづくりに関して

町民の約 2.5 割が居住し、地域の歴史と豊かな自然が感じられる大久野東地域では、町民の定住を促すために、利便性の高いまちづくりが必要となっています。

地域内の住宅地等では、近年空き家や未利用地等が増加傾向にあり、これらの資源を有効に活用する、効率的なまちづくりが必要となっています。

2)新たな価値を創出するまちづくりに関して

大久野東地域では、地域に残される豊富な自然資源や歴史資源を生かし活用した、個性と魅力あるまちづくりが求められています。

地域の自然資源では、森林再生やカーボンニュートラルに向けた取組が可能なことから、地域資源に新たな価値を見出し、他都市との交流を促進し、地域活性化を図るための取組が必要となっています。

3)災害に強く安心できるまちづくりに関して

大久野東地域は急峻な地形であることから、町民の生命と財産を守るために、防災・減災対策の充実が必要となっています。

近年、国内において、違法な盛土敷地の崩落による大規模な災害が発生しています。本町においても、同様な事案が発生しないよう、盛土等の監視等の取組が必要となっています。

地域の公共交通は、路線バスとコミュニティバスが中心ですが、安心して暮らせる地域づくりのために、高齢者等の外出を促す交通環境整備が必要となっています。

3-2 地域別構想

(1)地域の将来像

大久野東地域の将来像

行き交う人々に日の出の魅力･歴史を伝える大久野東地域

町の利便性と安心感を高めるために

生活に必要な公共施設等を確保し、公共交通で他地域とつながることで、日々の生活を支える地域づくりを進めます。

町の魅力と価値を高めるために

豊かな自然資源や地域の歴史資源を保全・活用することで、地域の歴史と自然を感じる地域づくりを進めます。

(2)地域の都市構造

大久野東地域における「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりの考え方を示します。

1)都市機能拠点

大久野東地域では、近隣交流拠点において、各種都市機能等の形成を進めます。

2)骨格的道路網

大久野東地域における広域圏及び近隣都市間との連絡を担う道路は、秋多３・５・７号舘谷狩宿線、主要地方道第 31 号青梅あきる野線で構成します。

上記を補完する道路として、一般都道第 184 号奥多摩あきる野線、一般都道第 251 号青梅日の出線を加え、地域の骨格道路網を形成します。

3)交流軸

大久野東地域における日常生活や余暇活動の利便性を高めるために、路線バス等の公共交通や主要施設への駐車場整備や移動ルートへの案内板の設置等により、大久野東地域や平井地域内の都市機能拠点を有機的に連携する生活交流軸を形成します。

大久野東地域や大久野西地域の観光資源等を訪れる観光客等の利便性を高めるために、路線バス等の公共交通や主要施設への駐車場整備や移動ルートへの案内板の設置等により、町外の鉄道駅や幹線道路と多自然ふれあい拠点を有機的に連携する観光交流軸を形成します。

(3)土地利用の方針

1)計画的土地利用の推進

①地域住民や観光客の利便性を向上する近隣交流拠点の整備

「近隣交流拠点」に位置づけられている日の出町やまびこホール、大久野郵便局、大久野小学校周辺地区については、大久野地区住民の日常生活やコミュニティ活動に必要なサービス施設、交流施設等の整備・充実を図ります。また、災害時等の非常時には、避難所の開設や緊急物資の集散場所等の機能を発揮する町西側の防災拠点としての機能を形成します。なお、この地区は秩父多摩甲斐国立公園及び観光・レクリエーション施設が集積する地区へのゲートとしての役割も担うことから、観光案内施設等の情報施設の整備についても検討します。

主要地方道第 31 号青梅あきる野線沿線については、既存商店の充実を図るとともに、商業・サービス施設の適切な立地誘導を図ります。

②ゆとりある低層住宅地域の形成

既存の市街化区域内の住宅地については、ゆとりある「低層住宅地域」として良好な居住環境を形成します。尾崎原地区については、地区の実状に応じて計画的な市街地整備の可能性を検討します。

また、地域内の空き家、空き地を適正に管理するとともに、必要に応じた住宅供給や他用途への転用等、空き家等を有効に活用した居住環境形成を進めます。

③市街地周辺部における土地利用の整序化

「緑農住宅地域」として位置づけられている低層住宅地域に連坦する平坦地部分については、農業的土地利用との調整を図りながら、住宅地の段階的・計画的な整備・誘導を検討します。

羽生地区周辺等の歴史・文化的資源（文化財）が現存している地域については、その保全を基本としつつ、周辺環境と一体となったまち並み・景観の創出を図ります。

④市街地を取り巻く丘陵地の保全

地域の北側及び南側に広がる丘陵地については、良好な自然環境を保全し、森林の持つ水源涵養機能、景観形成機能等の維持・増進を図ります。また、林業生産機能の充実を図るため、林道等の整備を進めます。

なお、二ツ塚廃棄物広域処分場については、適切な管理運営がなされるよう徹底するとともに、跡地の有効利用に関しても検討を行います。

2)効率的土地利用の推進

市街化区域内の未利用地については、無秩序な開発を抑制しつつ、新たな住宅や地域振興に資する施設の立地を誘導する等、適切な土地利用を推進します。

空き家等については、「日の出町空家等対策計画」や「日の出町空き家等対策の推進に関する協定書」に基づき、空き家の適切な管理と有効活用を促進し、移住・定住の推進に努めます。

(4)地域施設の整備方針

1)幹線道路の整備

①周辺地域と連絡する幹線道路の整備促進

主要地方道第 31 号青梅あきる野線については、歩道の拡幅・新設等の整備促進を都に対し要望します。

一般都道第 184 号奥多摩あきる野線については、道路拡幅や歩道設置等の整備促進を都に対し要望します。

都市計画道路（秋多３・５・７舘谷狩宿線）の未整備区間については、整備の方向性について検討していきます。

②集落間を結ぶ道路の整備

地域の実情にあわせて、生活圏の骨格となるとともに、生活圏を相互に連絡する道路の整備促進を図ります。

③身近な生活道路の整備・改善

身近な生活道路については、増大する自動車交通に対応し、地域住民が安全で快適に暮らすことのできるよう、拡幅改良及び舗装整備の促進を図ります。

主要な公共施設等の周辺道路については、自転車通行環境を確保し、自転車ネットワークの構築を目指します。

④観光資源を巡るネットワークの整備

大久野のフジ、シダレアカシデ等の自然資源や、勝峰山、幸神神社、新井薬師堂、西福寺、三嶋神社等の歴史資源を回遊できる散策路等を整備します。

<シダレアカシデ>

⑤安全・安心な道づくり

市街地内の道路のうち、歩行者交通の多い道路については、歩行者が安心して通行できる広幅員の歩道設置や段差、すべり面等の解消に努めます。

2)公共交通の利便性向上

地域住民の利便性向上や町内３地域の連携を図るため、既設路線バスの運行ルートや運行回数の見直し等によるバスサービスの充実に努めます。

日の出町コミュニティバス、高齢者外出支援バスについても、「地域公共交通計画」に基づき、必要に応じてルートの変更等に努めます。

＜日の出町コミュニティバス
「ぐるり～ん ひのでちゃん」＞

(5)地域環境・景観の保全・形成の方針

1)自然環境の保全

①山地・丘陵地の保全

市街地を囲むように連なる丘陵地については、緑地保全地域や保安林の指定・拡充等により計画的な保全を図ります。

②平井川・北大久野川・玉の内川における自然環境の保全等に配慮した川づくり

地域内の河川については、治水機能の向上を図るとともに、緑化により、住民が憩う親水空間の形成や生物の生息に配慮した川づくりを目指します。

2)都市景観の形成

①丘陵地景観の保全

地域北側及び南側に広がる丘陵地については、身近な自然とのふれあいの場として保全・活用を図るとともに、尾根の保全等によって景観の保全を図ります。特に、東京都景観条例に基づき指定された丘陵地景観基本軸内では、東京都景観計画における丘陵地景観基本軸の景観形成の方針に配慮した景観づくりに努めます。

②自然資源、歴史資源と調和するまち並みの創出

地域内に点在する様々な自然資源、歴史資源の保全・活用を図るとともに、周辺の道路や住宅地においても景観形成に配慮する等、一体的かつ総合的なまち並みづくりを進めます。

③緑豊かな住宅地の形成

住宅地においては、ブロック塀の生垣化や屋敷林等の保全によって目に映る緑を増やすとともに、緑地協定や地区計画等の採用によって統一感のある緑化を推進し、丘陵地景観と調和する住宅地景観の形成に努めます。

(6)地域防災の方針

1) 土砂災害(特別)警戒区域等における防災対策の強化

土砂災害（特別）警戒区域等が多く存在していることから、安全対策に努めます。

■将来構想図（大久野東地域）

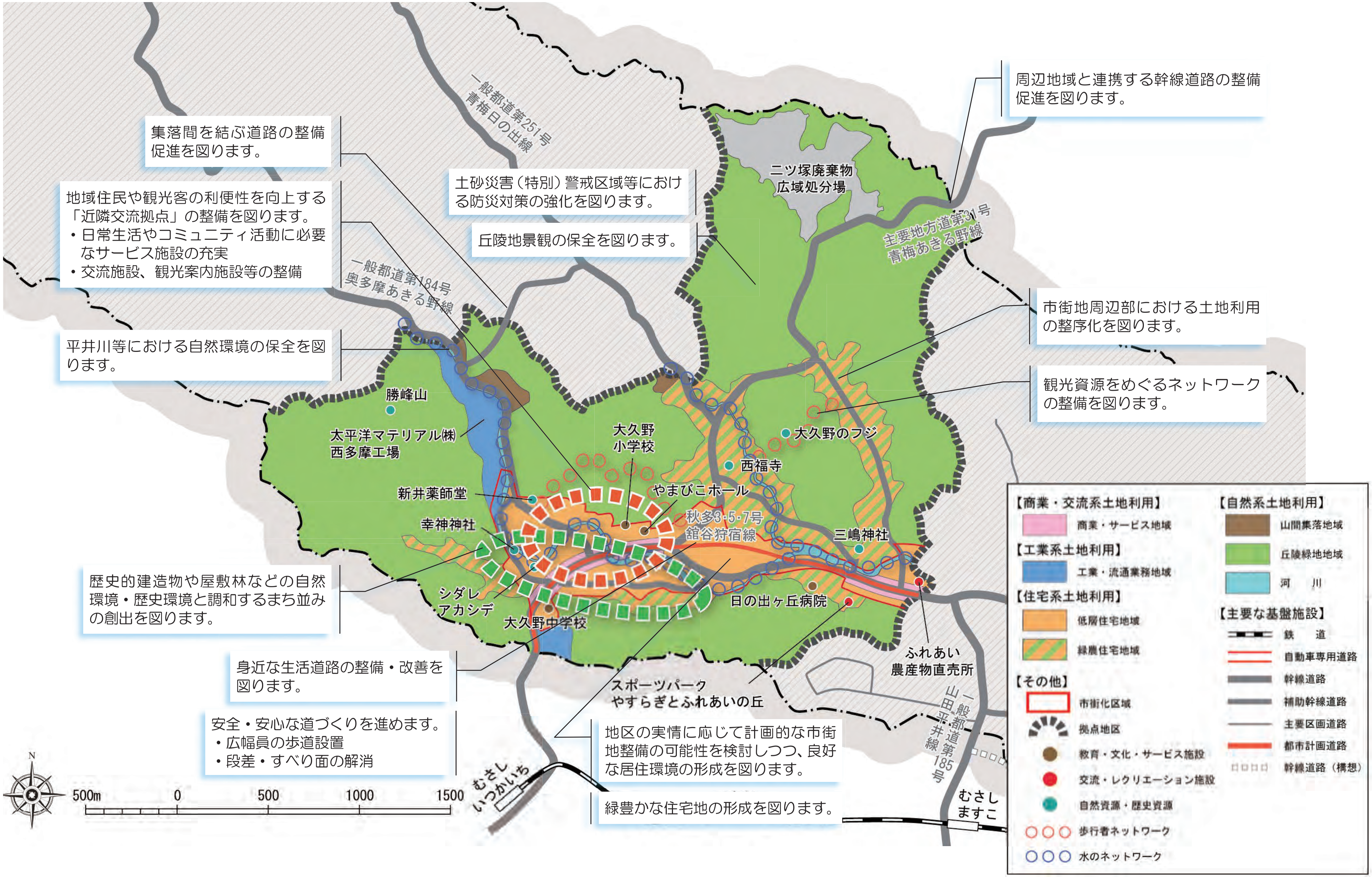

4. 大久野西地域

4-1 大久野西地域の特性と課題

(1)地域の特性

1)位置・人口

大久野西地域は町の西側に位置し、町域の約 1/2 を占めています。令和 5 年 4 月 1 日現在、地域人口は 634 人で町全体人口の約 4%を占めています。

＜大久野西地域の人口・世帯数等＞

	人口		世帯数		面積（ha）	
	令和 5 年 人口	R5/H30 増減率(%)	令和 5 年 世帯数	令和 5 年 世帯当たり人員	市街化区域	市街化 調整区域
大久野西地域	**634**	**-11.70**	**330**	**1.92**	**0.0**	**1450.6**
構成比(対町計)	3.9%	―	4.4%	―	―	58.7%
日の出町計	16,390	-2.86	7,514	2.18	333	2472.3

資料：人口 住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

2)土地利用

本地域は、平井川と北大久野川沿いの平坦地に小規模な農地と集落地が形成されている以外は大半が急峻な地形となっています。地域の西側については秩父多摩甲斐国立公園に含まれています。

日の出山から南の麻生山、北の二ツ塚峠からなる稜線は、市街地からの山岳景観を形成しているとともに、都心部までも見渡せる展望スポットとなっています。また、ひので三ツ沢つるつる温泉、肝要の里等、町を代表する観光保養施設、観光農業施設をはじめ、自然休養村さかな園、キャンプ場等の自然体験型の観光・レクリエーション施設も多く立地しています。

＜日の出山山頂＞

＜さかな園　釣りの風景＞

3)歴史資源・公共施設

地域の骨格を形成しているのは一般都道第 184 号奥多摩あきる野線、一般都道第 251 号青梅日の出線の２路線で、両線を連絡する一般都道第 238 号大久野青梅線（梅ケ谷トンネル）が整備されました。

肝要地区周辺には御岳信仰にかかわる歴史・文化的資源が点在し、日の出山荘や西徳寺・山祇社・長井寺から八坂神社周辺、タルクボ沢上流の白岩の滝等についても観光客が訪れる名所となっています。

(2)町民意向

1)大久野西地域について、今後どのようなことが重要と考えるか

「観光資源を巡るネットワークの整備」が 34.9%で最も多く、次いで「道路整備、安全・安心な道をつくる」「青梅・日の出間トンネル（梅ケ谷トンネル）の開通を機会に観光客の増加を図る」が 32.1%で多くなっています。

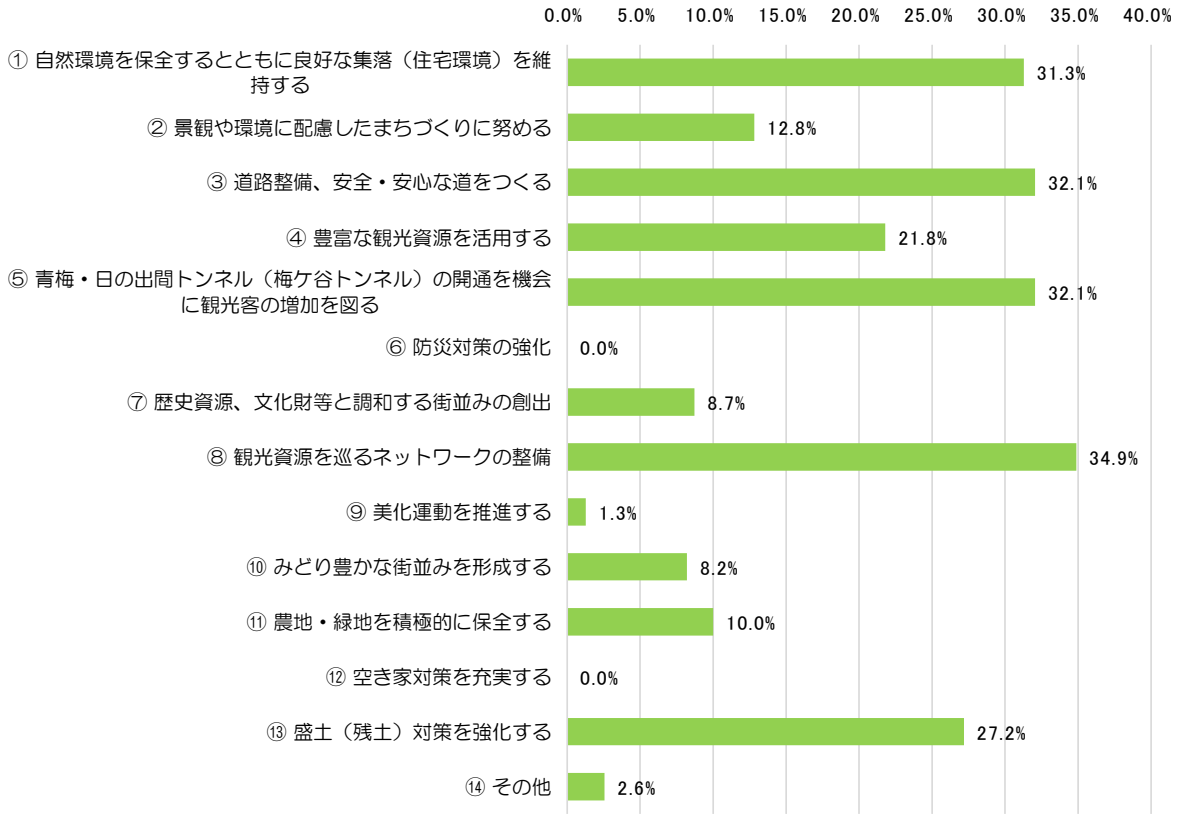

(3)大久野西地域のまちづくりの課題

大久野西地域の主要なまちづくりの課題は、次のように整理することができます。

1)効率的で利便性の高いまちづくりに関して

大久野西地域内の住宅地等では、近年空き家や未利用地等が増加傾向にあり、これらの資源を有効に活用する、効率的なまちづくりが必要となっています。

2)新たな価値を創出するまちづくりに関して

国立公園に代表される都内有数の豊かな自然資源や多くの観光資源を有する大久野西地域では、豊かな自然資源や観光資源を生かし活用することで、多くの来訪客を惹きつける魅力あるまちづくりが求められています。

地域の自然資源では、森林再生やカーボンニュートラルに向けた取組が可能なことから、地域資源に新たな価値を見出し、他都市との交流を促進し、地域活性化を図るための取組が必要となっています。

3)災害に強く安心できるまちづくりに関して

大久野西地域は急峻な地形であることから、町民の生命と財産を守るために、防災・減災対策の充実が必要となっています。

近年、国内において、違法な盛土敷地の崩落による大規模な災害が発生しています。本町においても、同様な事案が発生しないよう、盛土等の監視等の取組が必要となっています。

地域の公共交通は、路線バスとコミュニティバスが中心ですが、安心して暮らせる地域づくりのために、高齢者等の外出を促す交通環境整備が必要となっています。

4-2 地域別構想

(1)地域の将来像

大久野西地域の将来像

緑豊かな自然に抱かれて
人々が遊び、憩う大久野西地域

町の利便性と安心感を高めるために

地域での生活環境を整え、公共交通で他地域とつながることで、安心して生活できる地域づくりを進めます。

町の魅力と価値を高めるために

国立公園を中心とした自然資源、観光資源を磨き活用することで、自然豊かなまちの象徴となる地域づくりを進めます。

(2)地域の都市構造

大久野西地域における「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりの考え方を示します。

1)都市機能拠点

大久野西地域では、多自然ふれあい拠点において、各種都市機能等の形成を進めます。

2)骨格的道路網

大久野西地域における骨格的道路網は、一般都道第 238 号大久野青梅線（梅ケ谷トンネル）、一般都道第 184 号奥多摩あきる野線、一般都道第 251 号青梅日の出線により形成します。

3)交流軸

大久野西地域の観光資源等を訪れる観光客等の利便性を高めるために、路線バス等の公共交通や主要施設への駐車場整備や移動ルートへの案内板の設置等により、町外の鉄道駅や幹線道路と多自然ふれあい拠点を有機的に連携する観光交流軸を形成します。

(3)土地利用の方針

1)計画的土地利用の推進

①自然を生かした多自然ふれあい拠点の整備

「多自然ふれあい拠点」として位置づけられているひので三ツ沢つるつる温泉、肝要の里、自然休養村さかな園、ちびっこわんぱく広場等、既存の観光・レクリエーション施設が集積する平井川沿川及び一般都道第 184 号奥多摩あきる野線沿線では、地域の特色を最大限に生かすとともに観光客のニーズに対応した施設整備を図ります。

一般都道第 238 号大久野青梅線（梅ケ谷トンネル）の開通により、日の出インターチェンジや武蔵五日市駅（あきる野市）方面に加え、青梅駅（青梅市）方面からのアクセスが可能になったことから、観光資源を巡る観光ルートの再構築や青梅駅（青梅市）方面からの観光ルートの設定・周知や路線バス等のアクセス交通の拡充等による観光振興に努めます。

＜梅ケ谷トンネル＞

日の出山荘と西徳寺・山祇社・長井寺から八坂神社周辺についても、既存の観光・レクリエーション施設との連携強化を進めながら、観光資源としての活用を図ります。

肝要地区周辺等の歴史・文化的資源（文化財）が現存している地域については、その保全を基本としつつ、周辺環境と一体となったまち並み・景観の創出を図ります。

②良好な居住環境を持つ集落地の整備

山間部の集落地については、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、生活環境と営農環境の整備を図ります。集落地の周辺の農地においては、農家と都市住民とのふれあいの場として新たな農業の展開を図ります。

③森林の保全・育成

本町も含む多摩西部の森林については、今日、東京都全体の緑を支える立場となっていることから、広域的な観点より都市間・地域間において連携した保全・活用を図り、森林の持つ水源涵養機能、景観形成機能等の維持・増進を図ります。

また、林業生産機能の充実、及び森林浴等の自然体験型の観光の振興を図るため、林道等の整備を進めます。

東京都と区部、本町を含む多摩地域の市町村が締結した「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」に基づく、森林資源を活用した脱炭素化、広域交流の取組を推進し、都内の脱炭素化に貢献します。

④秩父多摩甲斐国立公園の保全・活用

町域西部の秩父多摩甲斐国立公園については、日の出山や麻生山等の良好な景勝地を保全するとともに、ハイキングコース等の整備・充実を図り、豊かな自然とのふれあいの場として活用します。

2)効率的土地利用の推進

空き家等については、「日の出町空家等対策計画」や「日の出町空き家等対策の推進に関する協定書」に基づき、空き家の適切な管理と有効活用を促進します。

(4)地域施設の整備方針

1)幹線道路の整備

①幹線道路の整備促進

一般都道第 184 号奥多摩あきる野線及び一般都道第 251 号青梅日の出線については、道路拡幅や歩道設置等の整備促進を都に対し要望します。

②周辺市町村との連絡性を向上させる道路の利用促進

一般都道第 238 号大久野青梅線（梅ケ谷トンネル）については、一般都道第 184 号奥多摩あきる野線と一般都道第 251 号青梅日の出線とを結び、大久野地域と青梅市との連絡機能を向上させる道路であり、多自然ふれあい拠点等へのアクセス交通の利用促進に努めます。

③観光資源を巡るネットワークの整備

一般都道第 184 号奥多摩あきる野線と一般都道第 251 号青梅日の出線を骨格として、林道、ハイキングコース等の整備・充実を図ることにより、観光・レクリエーション施設や日の出山、麻生山、白岩の滝等の景勝地を回遊するネットワークを形成します。

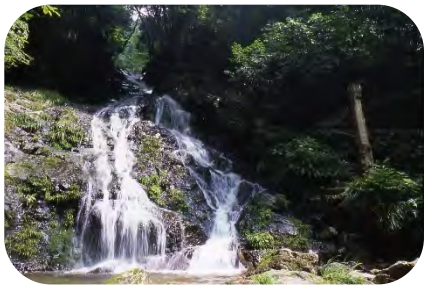

＜白岩の滝＞

④安全・安心な道づくり

地域住民や観光客等からの要望を踏まえながら、広幅員の歩道設置や段差・すべり面等の解消に努めます。

2)公共交通の利便性向上

地域住民の利便性向上や町内３地域の連携を図るため、既設路線バスの運行ルートや運行回数の見直し等によるバスサービスの充実に努めます。

日の出町コミュニティバス、高齢者外出支援バスについても、「地域公共交通計画」に基づき、必要に応じてルートの変更等に努めます。

(5)地域環境・景観の保全・形成の方針

1)自然環境の保全

①山地・丘陵地の保全

町域の西側に連なる山地については、国立公園区域や保安林区域の運用により計画的な保全を図ります。

②環境等に配慮した川づくり

地域を流れる大小の河川や沢については、治水機能の向上を図るとともに、自然の生態系を保全し、小魚や鳥等の小動物の生息エリアを確保するための環境整備を目指します。

2)都市景観の形成

①市街地から眺められる尾根の保全

秩父多摩甲斐国立公園を中心とする山林については、市街地からの視認性が高い稜線部の保全を図り、雄大な緑の景観の維持を図ります。

②周辺の自然資源、歴史資源と調和する集落地景観の形成

集落地においては、ブロック塀の生垣化や屋敷林等の保全によって周辺の自然との調和に配慮するとともに、地域内の様々な自然資源や歴史資源、伝統的な建築物の保全を図り、風情のある集落地景観の形成に努めます。

(6)地域防災の方針

1)既存集落に対する防災対策の強化

大久野西地域は、幹線道路が少なく、災害時における集落孤立が懸念されることから、一般都道第 238 号大久野青梅線（梅ケ谷トンネル）の開通を契機に、避難路の多重化等に努めます。

また、災害時における集落孤立を想定し、ドローン等の導入による災害対策についての検討を進めます。

2)土砂災害(特別)警戒区域等における防災対策の強化

土砂災害（特別）警戒区域等が多く存在していることから、安全対策に努めます。

■将来構想図（大久野西地域）

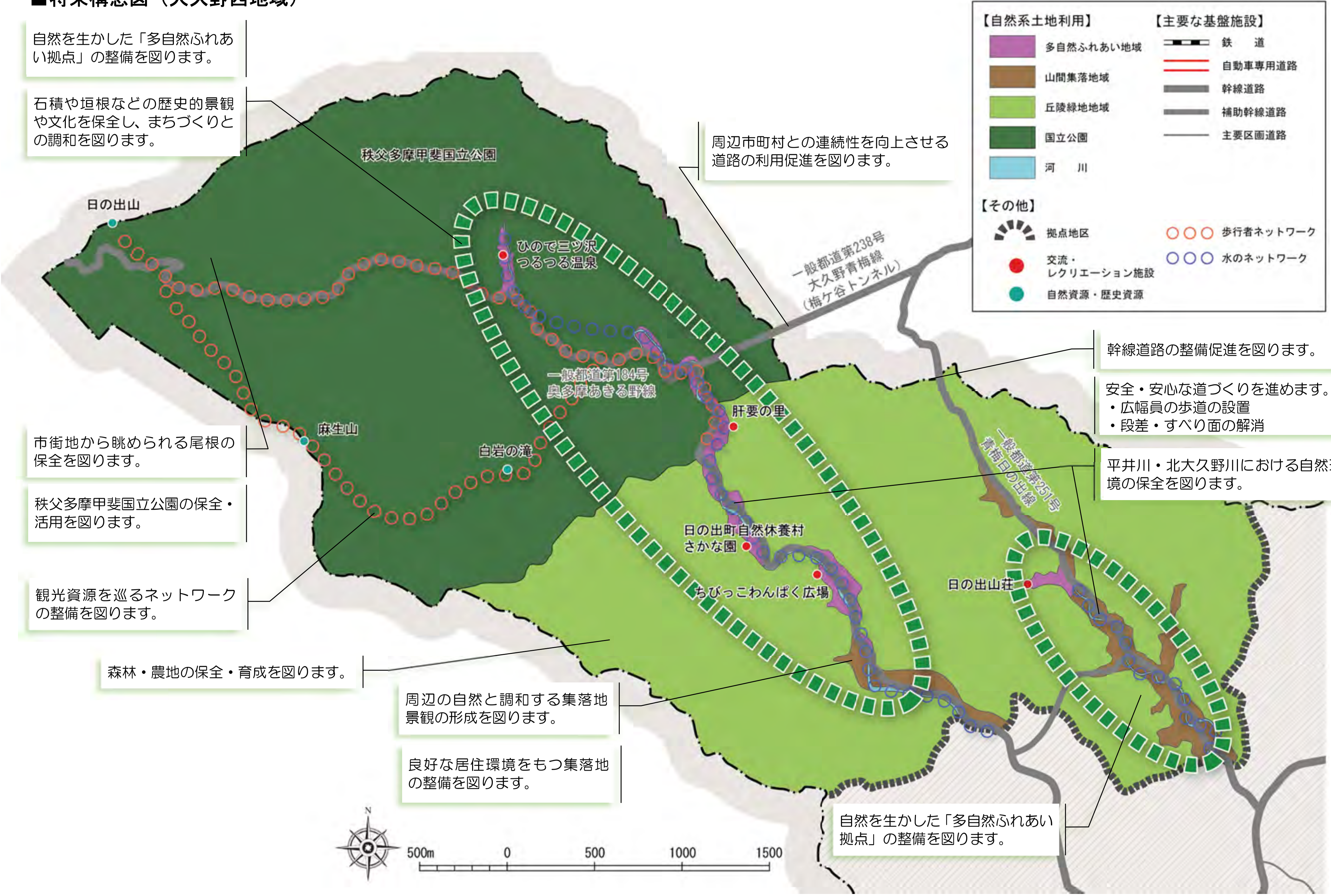

第4章

計画の実現に向けて

全体構想、地域別構想に示すまちづくりの実現に向けては、「計画の実現性を高める取組」を行うほか、「多様な手法」「多様な主体」によるまちづくりを進めます。また、都市計画マスタープランの進捗管理を行います。

1. 計画の実現性を高める取組

全体構想、地域別構想に示すまちづくりの実現性を高めるために、部門別計画の改訂・策定を行うとともに、都市づくりの課題に関する勉強会等での対策検討を行います。

(1)部門別計画の改訂・策定

全体構想、地域別構想に示すまちづくりの実現に向けて、都市計画マスタープランの考え方に基づき、「地域公共交通計画」「緑の基本計画」「下水道ストックマネジメント計画」「耐震改修促進計画」「ひので野鳥の森自然公園基本計画」等の部門別計画を必要に応じ改訂します。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりに向けて、「立地適正化計画」の策定を検討します。

(2)まちづくりの課題に関する勉強会等での対策検討

秋留台地等の市街化調整区域の土地利用整序や将来の方向性等、今後のまちづくりの課題に関しては、学識経験者や関係者等による勉強会等を開催し、対策検討に努めます。

2. 多様な手法によるまちづくりの推進

全体構想、地域別構想に示すまちづくりの実現に向けた手法としては、計画的な土地利用を誘導する手法と、都市基盤や空き家・空き地等の既存の都市ストックを有効に活用していく方法、公共施設の更新等にあたり民間活力を導入する方法があります。これらを地域の状況等により適宜使い分け、効果的・効率的にまちづくりを進めます。

(1)計画的な土地利用の誘導

1)用途地域と開発指導による誘導

用途地域は、居住環境や業務環境を良好に保つため、地区ごとの目指すべき市街地像に応じた建築規制等を行うために定められており、用途地域に応じた適切な土地利用を誘導します。

無秩序な開発を防止し、良好な市街地形成を図るため、「東京都都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」「日の出町宅地開発等指導要綱」に基づき、開発を行う事業主に対して道路や下水道等の整備について適切に指導するとともに、周辺環境に配慮した整備や土地利用を誘導します。

2)市街化区域への編入の検討

計画的に都市的土地利用を図るべき地区については、周辺土地利用との整合を図りつつ、市街地との連続性等を踏まえ、農林業との十分な調整を経た上で、市街化区域への編入について検討を行います。

3)地区計画の活用

町では、三吉野地区（三吉野工業団地）及び三吉野桜木地区に地区計画が定められており、地区特性にふさわしいまちづくりを誘導します。

また、市街化調整区域において、地区計画による良好な地域づくりを進める際には、「市街化調整区域における地区計画の運用方針」等を策定した上で、地区計画の導入を検討します。

4)市街地開発事業の活用

新たな市街地形成をはかる地区においては、土地区画整理事業等の市街地開発事業や開発行為等、地区の特性に応じた適切な事業手法を検討し、その実現に向けた取組を進めます。

(2)都市ストックの効率的な利活用

1)都市基盤等の適切な管理と有効活用

道路、公園、下水道、河川等の都市基盤や公共施設においては、「日の出町公共施設等総合管理計画（ガイドライン）」に基づき、適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、多目的な利用を推進する等、その有効活用に努めます。

2)空き家・空き地の有効活用

町では、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、「日の出町空家等対策計画」や「日の出町空き家等対策の推進に関する協定書」に基づき、空き家の適切な管理、及び「日の出町空き家バンク」等による情報発信と、その有効活用に関する施策を効果的かつ効率的に推進することとしています。

空き地に関しても、地権者の意向を勘案しつつ、その有効活用について検討していきます。

(3)民間活力の導入

財政負担を軽減しながら、多様な町民ニーズに対応した質の高いサービスの提供を図る手法として、企業やNPO*等の民間活力を活用した公共施設の機能更新等が考えられます。

公共施設の整備・更新等にあたっては、民間活力を積極的に導入し、民間のノウハウを有効に活用した機能更新を進めます。

3. 多様な主体によるまちづくりの推進

全体構想、地域別構想に示すまちづくりの実現に向けては、町が中心となりながら、町民との協働や、東京都、周辺自治体、企業・大学等の多様な主体と連携した取組を推進します。

(1)協働のまちづくりの推進

町では、厳しい財政状況の中で持続可能な町政運営を行うには、地域課題の解決に向けて町民と町が一体となって地域を創る「協働のまちづくり」を進めていくことが必要と認識しています。都市計画マスタープランに示すまちづくりの実現に向けては、協働のまちづくりの取組を進めていくものとします。

(2)連携によるまちづくり

1)東京都・周辺自治体との連携強化

まちづくりの実現に向けた事業の中には、幹線道路の整備といった東京都や周辺自治体に関わる事業が含まれていることから、関係機関との連携を強化し、まちづくりの実現を目指します。

また、カーボンニュートラルの実現に向け、東京都と区部、本町を含む多摩地域の市町村が締結した「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書」に基づく、森林資源を活用した脱炭素化、広域交流の取組を推進し、都内の脱炭素化に貢献します。

2)官民・官学の連携強化

町は、民間事業者等と町がそれぞれの資源や特色を生かしながら、多岐にわたる分野において町民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的に「包括連携協定」を締結しています。「包括連携協定」は、町内外の大学や事業者等と締結しており、その内容は、まちづくりに関する多岐にわたる内容となっています。都市計画マスタープランに示すまちづくりの実現に向けては、同協定に基づく多様な主体との連携による取組を進めていくものとします。

4. 都市計画マスタープランの進捗管理

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後を目標としたまちづくりの方針を示すものであり、今後はこの方針に基づき都市計画が進められます。このため、都市計画マスタープランに示したまちづくりを確実に推進していくためには、次のような取組が求められます。

(1)都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、目標年次がおおむね 20 年後という長期にわたる計画です。そのため、社会・経済情勢や町の状況によっては、計画内容を変更する必要性が生じます。

今後は、町の最上位計画である「日の出町長期総合計画」及び東京都「多摩部 19 都市計画　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における方針等に大きな変更等があった場合には、状況に応じた見直しを検討し、より実効性のある計画としていきます。

＜長期総合計画の改訂時期にあわせた都市計画マスタープラン見直しの考え方＞

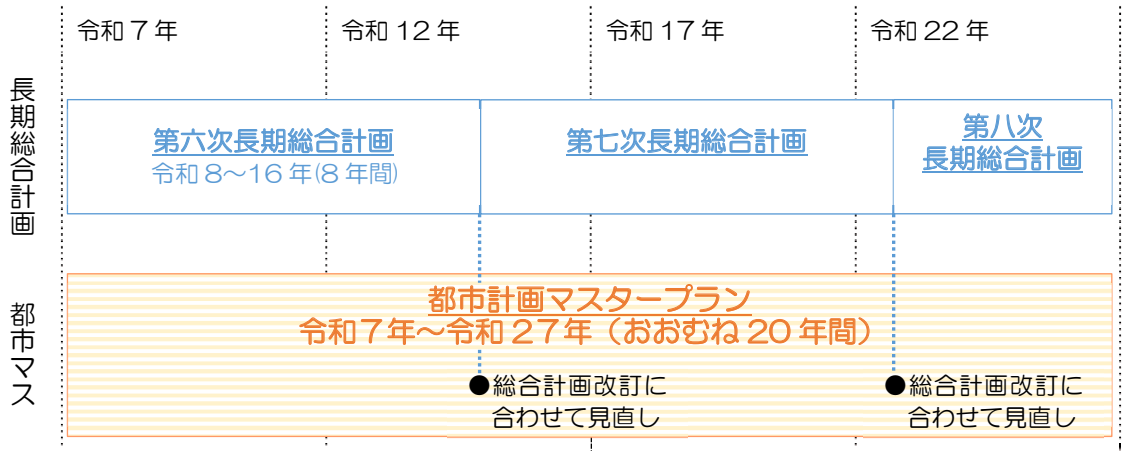

都市計画マスタープランの見直しにあたっては、ＰＤＣＡサイクル*の考え方を踏まえ、地域の状況や町民の意向を的確に把握し、計画の進捗状況を定期的に評価するとともに、社会経済情勢、行政需要の変化等に対応した見直しを行っていきます。

＜都市計画マスタープランの見直しに関するＰＤＣＡサイクル＞

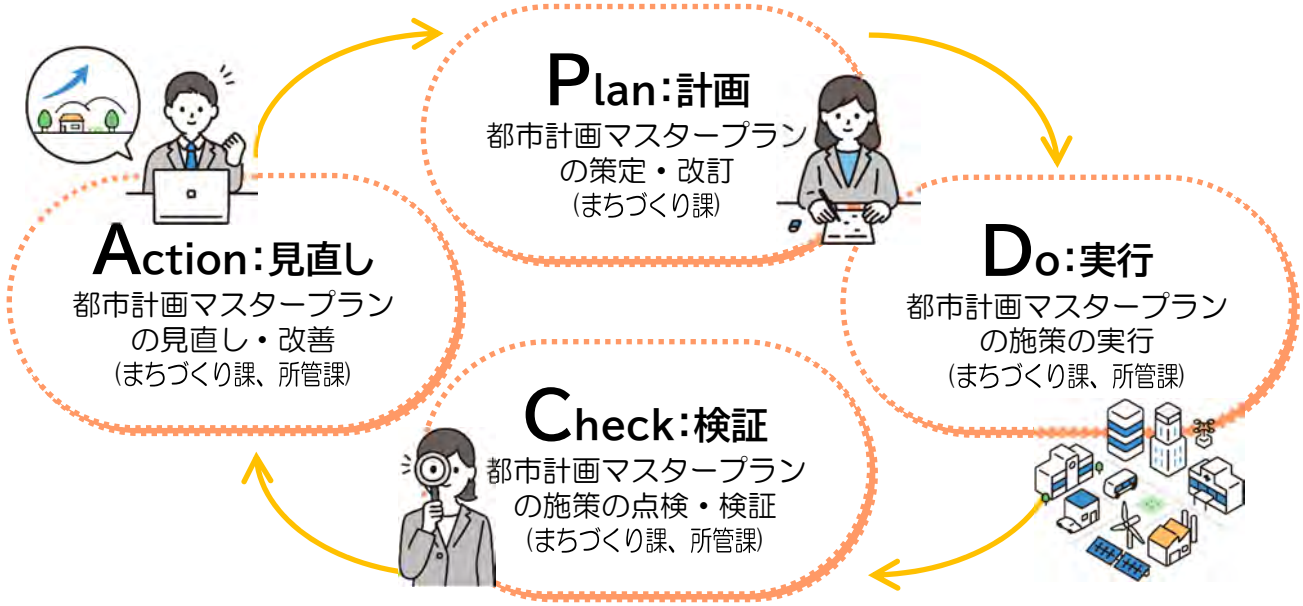

(2)情報公開と町民意向の反映

都市計画マスタープランに示したまちづくりを確実に推進していくためには、計画内容を町民、事業者・大学等に広く周知する必要があり、計画の策定・見直し時期等に、計画内容や進捗状況等を公開していきます。

町民意向に関しては、上記情報公開時に寄せられた意見、町都市計画審議会における町民や団体代表の意見等を踏まえ、計画内容や施策実施に反映させていきます。

(3)庁内組織体制の強化

都市計画マスタープランの内容は、様々な分野に及んでおり、総合的なまちづくりを推進していくためには、特定の部署のみで対応するには限界があります。

そのため、都市計画マスタープランの推進にあたっては、庁内の各部局間の密な連携が必要であることから、『都市計画マスタープラン策定委員会』等により庁内のコンセンサスを得ながら、取組を進めていきます。

また、組織体制の確立のみでなく、町職員が計画の推進に向けて共通認識の下で計画を実践していくことが重要であり、庁内における研修等を通じて、町職員の都市計画マスタープランの内容の理解と周知、まちづくりに対する意識の啓発等を推進していきます。